

板橋区景観表彰制度実施要綱

令和元年6月24日区長決定

令和5年10月2日区長決定

(目 的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区景観条例（平成23年板橋区条例第9号。以下「条例」という。）第28条に基づき、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物やまちづくり活動などに対し表彰を行うことにより、景観まちづくりに対する区民の意識の高揚を図るとともに、良好な景観の形成の推進に資することを目的とする。

(賞の名称)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 板橋区景観賞
- (2) 板橋区景観審議会奨励賞

(表彰対象)

第3条 表彰は、板橋区景観計画を踏まえ、板橋区内の良好な景観の形成に寄与していると認められる次の各号のいずれかに該当するものを対象として実施する。

- (1) 表彰を行う年度の前年度までに条例第21条の規定による行為完了の報告がなされた建築物等の所有者、事業者（条例第2条第5号に規定する事業者をいう。以下同じ。）及び設計者
- (2) 継続的に良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者やまちづくり活動の主体である個人、団体又は事業者で、自薦又は他薦により別記様式にて応募のあったもの（概ね10年以上の築年数または活動年数のものとし、その間の維持管理・活動等が適切に行われているもの、地域の身近な景観として定着したもの等とする。）
- (3) その他区長が表彰をするに値すると判断したもの

(選定及び選定基準)

第4条 板橋区景観賞の表彰候補は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる審査項目により選定するものとする。

- 2 板橋区景観審議会奨励賞の表彰候補は、前項により選定されたものを除き、板橋区内の良好な景観の形成への寄与がより一層期待されるものを選定する

ものとする。

(表彰候補の選定)

第5条 区長は、第3条第1号に該当する表彰候補の選定にあたり、あらかじめ条例第17条の規定による板橋区景観アドバイザーの意見を聴くものとする。

(選考)

第6条 区長は、表彰の決定にあたり、あらかじめ条例第31条第1項の規定による東京都板橋区景観審議会に諮るものとする。

2 区長が特に板橋区内の良好な景観の形成に寄与していると認めるものは、大賞とすることができる。

(賞の授与)

第7条 区長は、板橋区景観賞の受賞者に対し、表彰状を授与し、併せて銘板等を贈呈する。

2 東京都板橋区景観審議会の会長は、板橋区景観審議会奨励賞の受賞者に対し、表彰状を授与する。

(公表)

第8条 表彰の結果は、景観まちづくりの普及・啓発のため広く公表する。

(事務の処理)

第9条 この要綱に関する事務は、都市整備部都市計画課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	審査項目
配置	・公共空間への配慮 ・歴史・文化的資源、自然等への配慮 ・壁面の位置の配慮 ・にぎわいづくりへの貢献
高さ、規模	・公共空間からの眺めへの配慮 ・周辺景観との調和
形態、意匠、色彩	・周辺の建築物等との調和 ・街並みへの圧迫感の軽減 ・周辺景観、公共空間との調和 ・周辺景観との調和に配慮した材料の活用 ・にぎわいづくりへの貢献
公開空地、外構、緑化	・公開空地・外構デザインの工夫 ・周辺景観に調和した緑化 ・接道部の緑化 ・にぎわいづくりへの貢献
駐車場などの付属物	・公共空間への配慮 ・建築物本体との調和・一体化 ・周辺の土地利用に配慮した照明 ・夜間照明の配慮 ・周辺に配慮した屋外広告物
まちづくり活動	・地域の魅力や賑わいを向上させているもの ・地域資源を活かし、景観の魅力を高めているもの ・街並みの保全・活用・整備に関するもの ・その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの